

俳句結社「南柯社」会則

第1条 名 称

本会は、南柯社と称する。

第2条 所在地

本会は、所在地を 奈良市芝辻町2丁目5番20号 に置く。

第3条 目 的

本会は、「有季定型」「心に感じたものを詠む」とし、「人事」「主観」を軽んじず、俳句の可能性を追求する。会員が相互に刺激し合い、研鑽を続け、交流を深めるための場を提供する。

本会は、百年以上続く結社であり、文人俳句の遺伝子を継承しつつ、次の時代につなげる事を目的とする。

第4条 事 業

本会は、前条の目的を達成するに、次の項目に該当する事業を行う。

(1)俳句の勉強と交流の為、毎月1回句会及び年2回の吟行を開催する。

(2)年6回、俳句誌を発行する。

(3)その他、前条の目的を達成する為の事業を行う。

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第5条 会 員

会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで入会申し込みが完了した個人とする。

1. 入会后3年間は「一般会員」とする。但し、同人選者と新人賞に選ばれた「一般会員」は、運営委員の推薦により「同人」になる事ができる。
2. 3年後は運営委員の推薦により「同人」になる事ができる。但し、本人の希望により一般会員に留まる事もできる。
3. 同人は結社の運営に主体的に参加する。

第6条 決 算

前年度決算は総会で過半数の同意をもって承認を得るものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 会 費

1. 「南柯」結社誌の年会費は、同人15,000円、一般会員は50歳までは6,000円(南柯誌1年分) 51歳より8,000円とする。
毎年5月末までに納める。
2. 月1回の句会は、参加費1,000円とする。

第8条 結社賞

1. 「南柯賞」「同人賞」「新人賞」「桃李満門賞」とし、四月総会で発表する。
2. 「南柯賞」は、南柯に貢献した、作品として会員に影響を及ぼした人である。

3. 「同人賞」は、前年度の「同人賞選者八選」「桃李満門」で選評された合計の最も多い同人の上位3人とする。その3人は、その年の「同人賞選者八選」の選者とし選評をする。
4. 「新人賞」は、前年度の「同人賞選者八選」「桃李満門」で選評された合計の最も多い一般会員とする。新人賞により同人になる資格を得る事ができる。
5. 「桃李満門賞」は、「桃李満門」より主幹が選句する。

第9条 句 会

1. 句会で主幹より『天』に取られた者は次月の句会で代表選者となり、『地』『人』『点盛り』で順を継ぐ事とする。但し南柯会員に限る。
なお、代表選者は当日の出席者の中から選ばれる事とする。
2. 点盛りの主幹の選句は天が4点・地が3点・人が2点・並選が1点とする。
3. 主幹以外の選者(代表選者も含む)は特選が2点・並選が1点とする。

第10条 運営役員会

1. 役員は次の通りとする。

主 幹	1 名
編 集 長	1 名
事 務 局 長	1 名 会場句会運営全般 窓口
広報責任者	1 名
会 計	1 名

とし、2年任期とする。又、再任は妨げない。
2. 運営役員会は、随時必要に応じて主幹が招集する。
3. 主幹は結社の代表責任者を務める。
4. 編集長は、年6回発行の南柯誌の編集の責任者を務める
5. 事務局長は、会の運営を円滑に行うための責任者とする。
6. 広報責任者は、HP等で南柯社の対外的な広報を担当する。
7. 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。
8. 主幹が諸事情で句会を欠席せざる場合は同人会員が代役を務める。
なお、役員でなくても同人であれば否めない。

第11条 総 会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことが出来る。

1. 総会の招集は主幹が行う。
2. 総会の議長は主幹が務める。
3. 緊急の事案が生じた場合、主幹が臨時総会の招集することができる。
4. 総会は会員の2分の1の出席で成立する。但し委任状をもって出席とみなすことができる。
5. 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6. 総会の決議事項及び報告事項は、次の通りとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 役員の改選
- (4) その他の必要と認めた事項

第12条 総会の議事録

1. 総会の議事については、議長が次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び自決事項

第13条 設立年月日

本会の設立年月日は、大正2年3月24日とする。

附 則

- 1. 本規約は平成28年4月25日新たに制定し、即日これを施行する。
- 2. 本規約は令和2年4月1日一部改定し、即日これを施行する。
- 3. 本規約は令和3年4月4日一部改定し、即日これを施行する。
- 4. 本規約は令和8年4月5日一部改定し、即日これを施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

奈良市杉ケ町57番2の813

南 柯 社

主 幹 和田 桃

附表 1, 「発表句」「未発表句」について

- 結社誌、新聞、俳句雑誌 ネットへの掲載は発表句
- 句会で選ばれた句は発表句と判断する

- 南柯誌の投句については渾天集、擇木集以外は未発表句とする
- 南柯誌例会報に掲載のない句会は勉強会とし、勉強会の句は未発表句とする